

令和7年度岡山かき認知度向上事業 業務仕様書

1 委託業務名

令和7年度岡山かき認知度向上事業

2 目的

名古屋市中央卸売市場（以下、「名古屋市場」という。）における岡山県産カキ（以下、「岡山かき」という。）の取扱金額シェアは、H20の31%からR4の9%に減少している。また、岡山かきの名古屋市場における取扱単価は全国の出荷先と比較しても高いことから、名古屋市場での取扱金額の回復が、岡山かき全体の出荷金額の増加に寄与するものと考えられる。これらのことから、中京地区での消費拡大等を通じて、名古屋向け岡山かきの取扱金額の増加を目指すものである。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月20日まで

4 委託限度額

6,062,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託業務の内容

本事業は、本委託業務を受託する者（以下、「事業者」という。）が、岡山県（以下、「県」という。）と岡山県漁業協同組合連合会（以下、「県漁連」という。）と協働して、PR戦略案（別紙1）に基づき中京地区での岡山かきの消費拡大及び認知度向上等を図っていくものであり、業務概要は以下のとおりとする。

（1）PR戦略案に基づく取組の実施

1）岡山かき消費拡大につながる取組の実施及び評価

名古屋市内及びその周辺の小売店や百貨店において、岡山かきの特徴や魅力を消費者に伝え、るとともに購買意欲を高めるキャンペーンなどを実施し、その評価を行う。キャンペーンは12月～2月の間に、これまで実施した店舗を中心に30店舗以上の中・高価格帯スーパーや百貨店等で実施すること。

なお、これまでキャンペーンを実施した企業は、別紙2のとおり。

2）消費者への岡山かき認知度向上につながる取組の実施及び評価

①対面でのPR販売の実施

1）のキャンペーン期間中に、岡山かきの特徴について理解がある販売員（県職員、県漁連職員、生産者、民間マネキン等）を活用し、百貨店や高価格帯スーパーを中心に5店舗以上で対面販売を実施する。内容は、キャンペーン実施企業等の関係者と調整を行った上で、試食など消費者への岡山かき認知度向上となる取組とすること。

なお、民間マネキン費用は、事業者負担とする。

②インフルエンサーを活用した取組の実施

1）のキャンペーン期間中に、人気インフルエンサーの知名度や発信力を活用し、InstagramやYouTubeなどのSNSを通して、岡山かきの魅力やキャンペーン実施場所を告知するなどの情報発信を行い、岡山かきの認知度向上に繋がる取組を実施すること。

インフルエンサー候補者及び発信方法は、県及び小売店等の関係者と協議の上、決定すること。

3）小売店バイヤー等に岡山かきのファンになってもらう取組の実施及び評価

商品の取扱決定権を持つ小売店バイヤー等に、岡山かきの特徴や魅力等への理解を深めてもらい「岡山かき」を選択してもらうために、県漁連から小売店バイヤー等へ商品の魅力を伝え、キャンペーン期間外の取引にもつながる取組（商談会等）を検討し、実施すること。

なお、産地見学会などを実施し、小売店バイヤー等への旅費が必要な場合は事業者負担とする。

る。中京圏で商談会を実施する場合の県及び県漁連職員の旅費はそれぞれが負担する。

4) 1)～3)の取組を通じて、PR戦略案の見直しを行うこと。

(2) 県内関係者等へのフィードバック

ニーズに応じた生産体制の整備などにつなげるため、県等が開催する勉強会等において、中京地区の消費者や小売店等の岡山かきに対する評価やニーズを生産者などにわかりやすく伝えることができる資料を作成すること。

6 成果物など

(1) 納品物について

業務の成果物として、一連の業務実施概要及び分析結果、当該年度に得られた成果を踏まえた次年度の事業計画案をまとめた報告書を作成し、契約期間満了日までに県へ提出すること。

なお、業務期間の中間を目処に、中間報告を行うこと。

(2) 納品場所

岡山県農林水産部水産課振興班

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目 4－6

7 業務実施に際しての留意点

- ・マーケティング専門家を1名以上置き、取組に対する評価やPR戦略の案の見直しを行うこと。
- ・関係者（キャンペーン実施企業やインフルエンサーなど）との調整は、事業者において実施すること。
- ・5の(1)①のキャンペーン実施にあたりプレゼントを提供する場合の商品代及び送料は県が別に負担する。なお、プレゼントの選定は県と事業者で協議にて決定する。キャンペーンに応募フォームが必要な場合は、県の電子申請システムを利用すること。
- ・本業務の開始から終了までの間、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、業務内容を総合的に判断でき、かつ、作業進行を適切に処理できる責任者を置くこと。また、県と綿密な連携を図るため、常に責任者は連絡が取れる体制とするなど、業務が円滑に遂行できる体制をとること。

8 著作権等

- (1) 各種デザイン写真等、当業務による製作物に関する一切の著作権は、全て県に帰属するものとする。
- (2) 当業務により得られる著作物の著作権人格権について、事業者は将来にわたり行使しないこと。また、事業者は当業務の作製に関与した者について、著作権を主張させず、著作権人格権についても行使させないこと。
- (3) 当業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ県に通知すること。なお、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て事業者が負うこと。
- (4) 著作権・肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、事業者は必要な権利処理を行うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、その取扱いを決定する。

9 秘密保持

- (1) 事業者から県に提出された提案書等は、本業務の実績以外の目的で使用しないものとする。
- (2) 本業務に関して、事業者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならないものとする。
- (3) 事業者は、本業務で知り得た県及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならないものとする。

10 その他

- (1) 本業務の遂行方法等について不明な点が生じた時は、その都度、県と協議の上、業務の円滑かつ適切な実施に努めること。
- (2) 本業務の内容について、随時、進捗や経費の状況を県に報告するとともに、協議を行い、効果的な実施に向けた調整を行うこと。